



1. はじめに♪

早くも暦の上では夏も終盤を迎えました。知的財産の「伝説の名指揮者(?)」こと弁理士の中川^{きよむね}浄宗です。

前回お話ししたとおり、物品・建築物・画像（物品など）の部分に関わる「部分意匠」（例、靴下のかかと）が類似しているか否かの判断（類否判断）は、物品などの全体に関わる全体意匠（例、靴下）の類否判断とは異なる要素に基づいて行われます。

すなわち、全体意匠の類否判断は、物品などの用途と機能、そしてそれらの形状・模様・色彩（形態）という2つの要素に基づいて行われます。

部分意匠の場合、対比する両意匠が以下のすべてに該当するときは類似すると判断されます。
① 出願された意匠と公知意匠の意匠に係る物品などの用途と機能が同一または類似であること
② 出願された意匠の「意匠登録を受けようとする部分」と、公知意匠におけるこれに相当する部分の用途と機能が同一または類似であること
③ 出願された意匠の「意匠登録を受けようとする部分」の当該物品などの全体の形状などの中での位置・大きさ・範囲と、公知意匠におけるこれに相当する部分の当該物品などの全体の形状などの中での位置・大きさ・範囲が、同一または当該分野においてありふれた範囲内のものであること
④ 出願された意匠の「意匠登録を受けようとする部分」と、公知意匠におけるこれに相当する部分の形状などが同一または類似であること

図①：部分意匠の類否判断の要素

これに対し、特許庁における審査の指針である意匠審査基準では、部分意匠の類否判断は以下の4つの要素に基づいて行くとされています（図①）。

部分意匠の類否判断を行う際の特有の要素はこのうちの②と③ですが、今回は「③意匠登録を受けようとする部分の位置・大きさ・範囲」を取り上げたので、今回は「②当該部分の用途と機能」について解説します。

また、部分意匠の意匠登録出願を行う際は、図②のX意匠のように、意匠登録を受けようとする部分を実線で、その他の部分を破線で描くといった方法で当該部分を特定します。

意匠登録を受けようとする部分の位置などを導き出す際に、その他の部分の形態を踏まえてもよいとされていますが、当該部分の用途などを導き出す際も、そのような判断手法を採用し得るのが問題となるわけです。

今回紹介する「包装用箱事件」は、部分意匠の類否判断を行う際に、当該部分の用途と機能について対比した事例として大いに参考になります。

2. この事件のあらすじ♪

原告Xは、パッケージデザインの制作などを行う者であり、意匠に係る物品を「包装用箱」とする意匠（X意匠）につき意匠登録第1440898号に係る意匠権（X意匠権）を保有しています。

被告Yは、菓子の製造・販売などを行っている株式会社であって、その店舗などで商品名を「チョコレートフィナンシェ HCF-5V(A)・(B)」とする商品（Y商品）を少なくとも平成26年1月8日から2月28日まで販売しました。Y商品には包装用箱（図③のY意匠）が使用されています。

本件は、YによるY商品の販売などはX意匠権を侵害するものであるとして、Xがその差止めや損害賠償などを求めた事案であり、最大の争点はY意匠がX意匠に類似するか否かです。

原審（東京地方裁判所平成27年5月15日判決）は、Y意匠はX意匠に類似しないとしてXの請求を棄却したため、Xが控訴したのが今回紹介する知的財産高等裁判所の平成28年1月27日の判決です。

3. この判決の内容

この判決のポイント

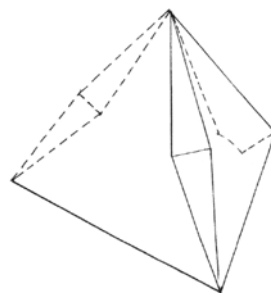
「部分意匠においては、部分意匠に係る物品とともに、物品の有する機能及び用途との関係において、意匠登録を受けた部分がどのような機能及び用途を有するものであるかが、その類否判断の際には確定される必要がある。……部分意匠として意匠登録を受けた部分が、物品全体の形態との関係において、どこに位置し、どのような大きさを有し、物品全体に対しどのような割合を占める大きさであるか（以下、これらの位置、大きさ、範囲を単に「位置等」ともいう。）は、破線によって具体的に示された形状等を参酌して定めるほかはない。すなわち、部分意匠は、物品の部分であり、意匠登録を受けた部分だけで完結しないから、破線によって示された形状等は、それ自体は意匠を構成するものではないとしても、意匠登録を受けた部分が物品においてどのような用途及び機能を有するといえるものであるかを定めるとともに、その位置等を事実上画する機能を有するものであるというべきで、意匠登録を受けた部分の物品における機能及び用途を確定するに当たっては、破線によって具体的に示された形状等を参酌して定めるほかはない」

「X意匠とY意匠とは、X意匠の要素を構成する（三角錐形状の天頂に位置

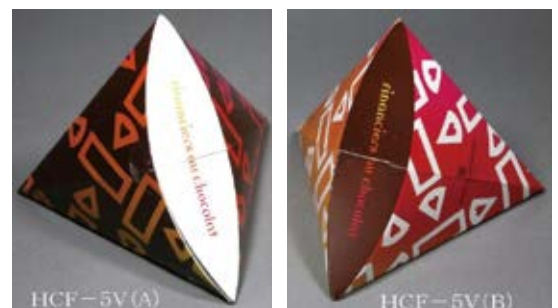
する点から底面を形成する点に至るまでの全体にわたって形成されている）アクセントパネルの具体的形状において、差異があるところ、直線で構成された略菱形は、一般的にシャープで固い印象を与えるのに対し、曲線で構成された略紡錘形状は、一般的に丸く、やわらかな印象を与える。また、アクセントパネル上下中央部分の具体的形状の差異により、X意匠のアクセントパネルは、二等辺三角形の底辺部分をあえて折曲部分とした形状が際立っており、多面体としての外観上の装飾機能を強く感じるのに対し、Y意匠のアクセントパネル上下中央部分は、アクセントパネルに含まれない2つの頂点を結んでアクセントパネルを横断する折れ線部が水平方向に現れたにすぎず、折曲していないため、看者にとって単なる折り目として認識されるにすぎない点において、そこから受ける美観が異なる。さらに、アクセントパネルの縦の長さで中央部分の幅の比が、X意匠では約8対1であり、ほっそりと鋭い感じを与えるのに対し、Y意匠では約

4対1であり、でっぱりとゆるやかな印象を与える。したがって、X意匠とY意匠とは、上記の点において美観を共通にするものとはいえない。

また、X意匠は、部分意匠であるため、類否判断に当たっては、当該意匠それ自体のみならず、当該部分の物品全体における位置等についても参酌すべき……ところ、X意匠では、アクセントパネルとは別の面に包装用箱の開口部が設けられ、アクセントパネルは開口部としての機能を有していないのに対し、Y意匠では、アクセントパネルが開口部として配置されていることにより、開口部としての機能を有している点においても差異がある。X意匠に係る物品である包装用箱の機能として、収納された物品を取り出すことは必須であることからすると、開口部の配置は、包装用箱の需要者たる事業者や箱に収納された品物を購入する一般消費者にとってみれば、大きな差異であるというべきで、X意匠とY意匠とは、この点においても美観を共通にするものとはいえない」



図②：X意匠



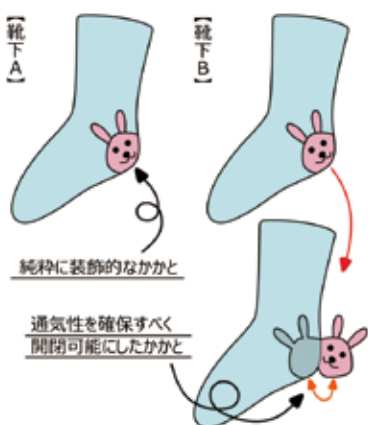
図③：Y意匠

4. 当該部分の用途と機能

まず本判決は、部分意匠の類否判断を行う際に、物品などの用途と機能を対比するだけでなく、当該部分の用途と機能も対比する必要があると述べています。2つの要素を別個に判断する必要はどこにあるのでしょうか？

例えば、ウサギをモチーフにした形態のかかとを備えた靴下AとBについて、靴下Aはそれが純粋に装飾的な部分であるのに対して、靴下Bはそれが通気性を確保すべく開閉できるようにした部分だとします（図④）。

そうすると靴下AとBは、靴下という物品などの用途と機能は共通しています。しかしながら、当該かかとの用途と機能は、靴下Aがかかとのカバーと装飾であるのに対して、靴下Bは開閉による通気性の確保ですから、両者は大きく異なります。したがって、同じウサギをモチーフにした形態であっても、需要者に与える印象はまったく異なる可能性があります。



図④：当該部分の用途と機能の相違

だからこそ、物品などの用途と機能の対比に加え、当該部分の用途と機能も対比する必要があります。

前回は述べたように、ウサギをモチーフにした形態のかかところが部分意匠であるといっても、それはあくまでも「靴下の部分」に関する意匠であって、靴下から切り離されてそれ単独で存在しているわけではありません。

そうすると、靴下AとBにおけるかかところがそれぞれどのような用途や機能を果たしているのかをきちんと把握しなければ、部分意匠を正確に認識することができないのです。

本件について見てみると、X意匠もY意匠も、その内部に物品を収容するための包装用箱ですから、物品などの用途と機能は共通しています。

しかしながら、X意匠において実線で描かれている部分（アクセントパネル）は開口部としての機能を有しておらず、ここから物品を出し入れすることはできません。他方、Y意匠におけるアクセントパネルは開口部としての機能を有しており、ここから菓子などを出し入れすることができます。

したがって、両意匠におけるアクセントパネルの用途と機能は大きく異なります。その結果、包装用箱において物品を出し入れする開口部がどこかは重要な問題ですから、両意匠は需要者に異なった美感を生じさせると裁判所は判断したのです。

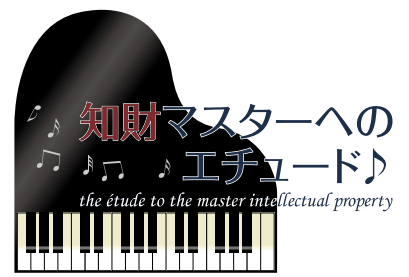
5. 破線部分の参照

次に本判決は、当該部分の用途と機能を導き出すためには、破線によって描かれているその他の部分も参酌し得ると述べています。

それを踏まえ、本判決は、X意匠がアクセントパネルとは別の面に開口部を設けているので、アクセントパネルは開口部としての機能を有していないと判断しています。X意匠は実線部分だけからすると、アクセントパネルが開口部であるか否かを直ちに導き出すことは困難ですが、破線部分も踏まえると、異なる箇所に開口部が設けられていることから、アクセントパネルは開口部としての機能を有しないことを導き出せるのです。

このように、破線部分を見たり過度に軽視したりすると、意匠登録を受けようとする部分の用途と機能を導き出せず、部分意匠を正確に認識することができません。破線部分も適度に考慮することで、当該部分の用途と機能を適切に導き出し、部分意匠を正確に認識することができるのです。

もっとも、破線部分の内容を踏まえて当該部分の用途や機能を考慮しても、部分意匠制度の趣旨を没却するような捉え方をしてはなりません。例えば、X意匠について「破線で描かれた箇所に開口部を設ける」といったように限定的に捉えることは適切ではないでしょう。



このように破線部分は、部分意匠の認識や類否判断の際に参酌されるので、どれぐらい具体的に記載すべきかが問題になります。あまりに抽象的な記載だと部分意匠を適切に導き出せず、不用意に具体的な記載だと意匠権が及ぶ範囲を狭めてしまうおそれがあります。本件でいえば、X意匠の破線部分に開口部が描かれていなければ、X意匠のアクセントパネルは開口部としての機能を有していないとまでは判断されなかったかもしれません。

以上のことを踏まえると、破線の部分の記載も部分意匠を把握する際に参酌され得るため、部分意匠の特定に必要な不可欠な記載としつつ、不用意な記載をしないよう注意すべきです。

もっとも本件では、X意匠とY意匠のアクセントパネルの形態それ自体が非類似であると判断されています。

すなわち、X意匠における直線で構成された略菱形形状はシャープで固い印象を与えるのに対し、Y意匠における曲線で構成された略紡錘形状は、丸くやわらかな印象を与えるとされており、縦の長さとの最大幅の比が、X意匠は約8対1で、ほっそりと鋭い感じを与えるのに対し、Y意匠は約4対1で、でっぷりとゆるやかな印象を与えるとされています。そうすると、本件ではアクセントパネルの用途と機能の類否にかかわらず、両意匠は非類似ということになるでしょう。

6. おわりに♪

さて、本連載は姉妹企画の「知財アレルギーへのレクイエム♪」とあわせて、今回が最終回となります。11年の長きにわたり応援していただき、誠にありがとうございました。ここまでお付き合いいただいた皆さんはすでに「知財マスター」といえるでしょう。

本連載を通して、皆さんに知的財産に関する判例を読む意義や楽しさ(?)が伝わっていれば望外の喜びです。

初回のレッスンで述べたように、判例を読む意義は2つあり、一つ目は条文が持っている意味内容を具体的に把握できるようになることにあります。

意匠法には部分意匠の類否判断の手法を定めた規定はありません。しかしながら、本判決を知ること、部分意匠の類否判断に際しては、意匠登録を受けようとする部分の用途と機能を対比させることや、破線部分も参酌して当該部分の用途と機能を導き出すことが理解できるのです。

二つ目は自分や他人の行動の結果を予測できるようになることです。



図⑤：知的財産権関係訴訟件数の推移

すなわち、本判決を知ること破線部分も意匠登録を受けようとする部分特定のために参酌され、破線部分に不用意な記載があると意匠権が及ぶ範囲に悪影響を与えてしまうおそれがあることを理解できるのです。

本連載では28件の判例を紹介しましたが、これらは知的財産の判例の一部にすぎません。2021年における知的財産に関する民事訴訟は611件提訴されており、この10年は500～700件の間で推移しています。同じく審決取消訴訟は165件提訴されており、この10年は漸減傾向にあります。150～450件で推移しています(図⑤)。

このように何百という判例を逐次確認するのはなかなか大変なことから、新聞やニュースで目にしたり耳にしたりした話題の判例をチェックするだけでも十分です。

多くの判決文は裁判所のウェブサイトですら簡単に入手できますから、これからも折に触れて判例を読んでみましょう。皆さんの「知財ライフ」を大いに豊かにしてくれるはずですよ★(終)

中川 浄宗 (Kiyomune Nakagawa)

中川特許事務所 所長/弁理士

2006年に弁理士試験合格後、特許事務所を開業、幅広く知的財産の実務に携わり、専修大学および東海大学で講師も務める。発明協会発行の「月報はつめい」に「知財探偵の事件簿」を連載中。最新の知財判例をオリジナルキャラでコミカルに解説する。

〒231-0006 神奈川県横浜市中央区南仲通3-35 横浜エクセレントⅢ TEL.045-651-0236
URL : <http://www.ipagent.jp>
E-mail : customer@ipagent.jp